

函館市企業局水道料金等オンラインシステム導入および運用業務委託に係るプロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市企業局水道料金等オンラインシステム導入および運用業務（以下「本業務」という。）の委託にあたり、受託候補事業者の選定に係るプロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(本業務の範囲)

第2条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) システム導入業務

ア 水道料金等オンラインシステムの構築

(ア) 水道料金および下水道使用料の検針・徴収事務に係るシステム

(イ) 水洗便所改造等資金貸付事務に係るシステム

(ウ) 受益者負担金事務に係るシステム

(エ) 水洗化普及促進事務に係るシステム

(オ) その他科目収入事務に係るシステム

イ ハードウェアおよびネットワークの構築

ウ 現行システムからのデータ移行

エ システム動作テスト（金融機関等の伝送テストを含む）

オ 操作マニュアルの作成および職員等への操作研修の実施

(2) システム運用業務

ア システムの運用業務

イ システムの保守業務（ハードウェア含む）

(3) その他前各号に掲げる業務に附帯する業務

(プロポーザルの目的)

第3条 本業務の委託に係る受託候補事業者の選定にあたっては、安定的な業務運用を確保するとともに、お客さまサービスの向上、業務の効率化等を図るため、本業務を履行できる能力を有する者の中から、資力、業務遂行能力、技術的能力等に優れた者を選定するためプロポーザルにより実施するものとする。

(プロポーザルの方式)

第4条 プロポーザルの方式については、公募型とする。

(参加募集)

第5条 プロポーザルへの参加募集は、函館市企業局公告式規程（平成23年函館市企業局規程第9号）に規定する掲示場所への掲示および函館市ホームページへの掲載をすることをもって公告する。

(受託候補事業者の選定)

第6条 受託候補事業者の選定については、選定審査委員会を設置し行うものとする。

2 選定審査委員会の運営等については、別に定める。

(受託候補事業者の選定に係る基準)

第7条 前条第1項に規定する選定の基準については、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。